

人間文化研究機構における研究資源の共同利用方針

令和5年3月27日
機 構 長 裁 定

大学共同利用機関は、個別の大学では維持が困難な大規模施設・設備や膨大な学術資料・データなどを国内外の研究者に提供（共同利用）し、それを通じた先導的な共同研究や新分野開拓を推進する場として、我が国の学術研究の発展に重要な貢献をしている。

人間文化研究機構（以下「機構」という。）は、人間文化研究を推進する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館の6機関で構成され、独自性と多様性を持つ各機関が、それぞれの研究分野における中核的研究拠点として、重要な研究課題に関する共同研究等を推進するほか、その特色を踏まえて所蔵する膨大な各種学術資料やデータ、付帯施設・設備、研究用設備・機器等の研究資源を共同利用に供するなど、その実績を積み重ねている。

機構においては、大学共同利用機関としての使命に鑑み、以下の方針の下、研究資源の共同利用を引き続き推進していく。

1. 国内外の関連研究者（研究者コミュニティ）のニーズに応え、必要な研究資源を整備するとともに、それらの利用環境を整えることで、共同利用機能を向上させる。
2. 各機関の特性を踏まえ、研究資源の共同利用機能に配慮しつつ、関連研究者以外の者による希望にも応じ、それらの利用拡大を図る。
3. 研究資源の共同利用については、各機関の規則等に基づき実施するほか、整備・更新等の重要事項については、機構全体で協議、調整を行う。

以上